

発議案第8号

令和5年12月19日

四街道市議会議長 清宮 一義 様

提出者 四街道市都市環境常任委員会
委員長 長谷川 清 和



千葉県環境保全条例を見直し、四街道市の地下水を飲み水として暫定井戸の継続使用を認めるよう求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

本案は、別紙のとおり、千葉県知事に対し、四街道市の地下水を飲み水として暫定井戸の継続使用を認めるよう求める意見書を提出するため提案するものであります。

千葉県環境保全条例を見直し、四街道市の地下水を飲み水として
暫定井戸の継続使用を認めるよう求める意見書（案）

平成29年と令和5年に、印旛地域の7市2町の連名による「暫定井戸の継続利用と千葉県環境保全条例の見直しに係る要望書」が提出されている。

近年の台風や豪雨の激甚化の傾向に加え、最新の科学的調査によれば、今後高い確率で、南海トラフ地震や首都直下地震という激甚災害の発生も見込まれている。そしてこのような大型災害が発生した場合には、河川水の深刻な汚染リスクが想定される。

そのため、千葉県環境保全条例に基づき暫定井戸の使用が完全に停止された場合、将来見込まれる激甚災害発生時に、市民の死活問題である飲み水の確保が困難となる恐れが想定される。

激甚災害時に市民の生命を守ることは、行政の究極の使命であり、そこには想定外は許されない。

このため、市民の重要な生活インフラである飲み水を、どのような災害時にも確実に供給するため複数の水源を確保しておくことが重要である。

また、このような激甚災害の場合は、被害が広範囲、かつ、長期間に渡るため、相当数の市民の飲み水を長期間確保することが必要となるが、防災井戸のみでは必要量を確保できないリスクが高いため、現在使用している暫定井戸は重要な飲み水確保のリソースとなる。

しかし、暫定井戸の使用を一度完全に停止してしまうと、激甚災害が発生した場合、急に暫定井戸の使用を再開しようとしても、飲み水としての衛生面の安全性が確保できないことも想定される。

そこで、四街道市議会では、市民の安全安心を確保するために、防災上、市民の重要インフラである飲み水の確保のリスク分散の観点から、千葉県環境保全条例を見直し、複数箇所の暫定井戸の継続使用を認めることを要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日
千葉県知事

四街道市議会議長